

令和6年度 大田区  
特定子ども・子育て支援施設等の  
指導検査  
保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

# 保育内容編の項目

重点項目1 (1)～(4)  
2 (1)～(6)

- 1 保育内容
  - (1) 保育の内容
  - (2) 保育従事者の保育姿勢等
  - (3) 保護者との連携等
- 2 給食
  - (1) 衛生管理の状況
  - (2) 食事内容等の状況
- 3 健康管理・安全確保
  - (1) 乳幼児の健康状態の観察
  - (2) 乳幼児の発達チェック
  - (3) 乳幼児の健康診断
  - (4) 職員の健康診断
  - (5) 医療品等の整備
  - (6) 感染症への対応
  - (7) 乳幼児突然死症候群の注意
  - (8) 安全確保
- 4 備える帳簿

# はじめに

## 児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

### 保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、各保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。  
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

# 令和6年度の重点項目

## 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (1) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。
- (2) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。
- (3) 食物アレルギー等のこどもの状況に配慮した食事の提供が適正に行われているか。
- (4) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

## 2 安全対策の徹底

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を定期的実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

# 重点項目 1 (1)

## 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

### (1) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。

◆保育所は、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権等について理解する必要がある。

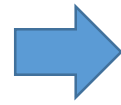
#### <不適切な保育の例>

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。

# 保育所におけるこどもの心身に有害な影響を与える行為とは

## ①身体的虐待

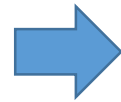
保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。



- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力をふるう。
- 食事の際に、こどもの頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強くこどもの体を叩く。
- 身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為。
- 明らかな傷害を生じさせる行為。 など

## ②性的虐待

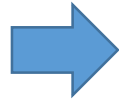
保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所に通うこどもを介してわいせつな行為をさせること。



- 下着のままで放置する。
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする。
- 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する。 など

### ③ネグレクト

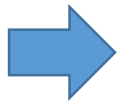
保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。



- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- しつけと称して、廊下や別室にこどもを一人で放置する。
- ベビーベットやサークルにこどもを入れたまま放置する。
- こどもの健康・安全への配慮を怠っている。
- おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする。
- 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する。
- 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションや情緒的欲求に応えず保育を行う。
- 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状態を放置する。 など

### ④心理的虐待

保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



- 名前を呼び捨てにする、「お前」「てめえ」などと呼ぶ。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等をこどもの前に強く置くなどして大きな音を出しこどもを委縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- こどもの特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする。 など

# 「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為



# 重点項目 1 (1)

- ◆虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順を作成し職員と共有すること。

## ＜児童虐待が疑われる例＞

### 子どもの身体的な状態把握

- ・低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- ・不自然な傷、あざ、骨折、火傷
- ・虫歯の多さ又は急な増加

### 子どもの情緒面や行動からの把握

- ・おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ
- ・極端な落ち着きのなさ
- ・激しい癇癪、泣きやすさ
- ・言葉の少なさ
- ・多動、不活発、攻撃的行動
- ・衣類の着脱を嫌う様子
- ・食欲不振、拒食・過食

### 子どもの養育状態の把握

- ・不潔な服装や体で登園する
- ・不十分な歯磨きしかなされていない
- ・予防接種や医療を受けていない

### 保護者や家族の状態把握

- ・子どものことを話したからない
- ・子どもの心身について説明しようとするしない態度
- ・子どもに対する拒否的態度
- ・過度に厳しいしつけ
- ・叱ることが多い
- ・理由のない欠席や早退
- ・不規則な登園時間

参考：保育所保育指針解説 P299～P300

# 保護者やその他の者で子どもに対して行う虐待行為

## 1 4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



## 職員間で確認するとよいポイント

### セルフチェック

- 不適切な保育を見かけた、見つけた時の対応を職員と確認している。
- マニュアル等を参考に、職員で話す機会（職員会・園内研修等）をつくっている。
  
- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの行為はしていない。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込めたことはない。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩くことはない。
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れていない。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置していない。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置していない。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させていない。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかけていない。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかうことはない。
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼んでいない。

# 重点項目 1 (2) ~ (4)

## 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

### (2) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。

- 児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利に関する条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、乳児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行すること。

※デイリープログラム、保育日誌を作成する。

### (3) 食物アレルギー等のこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

- 小学校就学前のこどもの年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容とすること。また、食物アレルギー等を有するこどもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。

### (4) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

- 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の健康状態の報告を受けること。また、降園の際は、登園時と同じ観察を行い、保護者に乳幼児の観察を報告すること。

# 重点項目 2 (1) ~ (3)

## 2 安全対策の徹底

### (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること。

### (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
  - ・こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
  - ・物を口に入れたまま、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し窒息・誤嚥するリスクがある。

### (3) 安全点検を定期的実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。

- ◆危険な場所、設備等を把握すること。
- ◆危険の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。
- \*施設・事業者は、予め点検項目を明確にし、定期的実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図ること。

## 重点項目 2 (4) ~ (5)

(4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。

◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。  
また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

- 園外で活動する場合は、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、目的地や経路について事前に安全確認を行い、職員間で情報を共有するとともに園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施すること。
- プール・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- こどもの登降園は、送迎時におけるこどもの安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。

(5) 上記(1)～(4)にかかると事故発生時の対応等が適切に行われているか。

## 重点項目 2(6)

### (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

#### 感染症予防対策

抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応をすること。

- 感染経路対策 → 飛沫感染対策・空気感染対策・接触感染対策
- 予防接種の勧奨
- 予防接種歴、感染症歴の把握
- 感染症の疑いのあるこどもへの対応
- 嘱託医、保健所等の関係機関との連携

#### 食中毒予防対策

- 調理従事者及び調乳担当者の検便検査、健康チェック
- 調理室内の衛生管理、点検
- 調理器具、用具、食具等の衛生管理
- 原材料及び調理済み食品の保存

# 1 保育内容（1）保育の内容 ①

\* 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

調査内容	評価事項
<p>○乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。</p> <p>○乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。</p> <p>・乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。</p> <p>・必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。</p> <p>・沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。（乳児）</p> <p>・外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保されているか。（幼児）</p>	<p>*デイリープログラム等を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保育日誌が作成されているか。</li><li>・汚れた時の処置が適切か。</li><li>・24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭が行われているか。</li></ul> <p>*外気浴の機会が適切に確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・週3回以下、週4回以上6回未満の機会になっていないか。</li></ul> <p>*屋外遊戯の機会が適切に確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・週3回以下、週4回以上6回未満の機会になっていないか。</li></ul>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5



# 1 保育内容（1）保育の内容 ②

※保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

調 査 内 容	評 価 事 項
<p>○漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>○必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※テレビは含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• テレビやビデオ等を見せ続けていないか。</li><li>• 一人一人の児童にきめ細かくかつ相互応答的に関わっているか。</li></ul> <p><b>*遊具が備えられていること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 衛生面や安全性についての問題点などを改善しているか。</li><li>• 年齢に応じた玩具が備えられているか。</li></ul> <p><b>*大型遊具を備える場合は、安全性に問題のない大型遊具を備えること。</b></p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条  
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5

# 1 保育内容（2）保育従事者の保育姿勢等

調査内容	評価事項
<p>○乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>○保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p> <p>○乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>○入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとっているか。</p> <p>※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 外部研修等に参加しているか。</li><li>• 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めているか。</li><li>• 保育所保育指針の理解に努めているか。</li></ul> <p><b>* 乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされていること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えていないか。</li><li>• ネグレクト、差別的処遇、言葉の暴力等を行っていないか。</li></ul> <p><b>* 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 専門機関に対し適切な連絡に努めるなどの対応が不十分でないか。</li></ul>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5

# 1 保育内容（3）保護者との連絡等

調査内容	評価事項
<p>○(3歳未満児) (原則として連絡帳) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。</p> <p>○(3歳以上児) (口頭連絡でも可) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。</p> <p>○緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。</p> <p>○保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>	<p>*3歳未満児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合うこと。 ・連絡帳が作成されているか。 ・連絡状況が不十分でないか。</p> <p>*3歳以上児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合うこと。 (口頭連絡でも可) ・連絡状況が不十分でないか。</p> <p>*緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備されていること。</p> <p>・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に適切に対応しているか。</p>

## 2 給食（1）衛生管理の状況

調査内容	評価事項
<p>○食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌しているか。</p> <p>○調理室が清潔に保たれているか。 ○調理方法が衛生的であるか。 ○配膳が衛生的であるか。</p> <p>○食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。</p> <p>○原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないように冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。</p>	<p>*哺乳ビンは使用することによく洗うこと。 *十分な殺菌又は滅菌を行うこと。</p> <p>*調理室が清潔に保たれていること。 *残飯等が放置されていないこと。 ・衛生的な配慮が不十分でないか。 ・食事時、食器類や哺乳ビンを児童や保育従事者の間で共用していないか。</p> <p>*冷凍又は冷蔵設備等を備えること。 *その他食品の保存に関し、適切に行っていること。</p>

### 【営業の届出等】

集団給食（1回20食程度未満を除く。）の取り扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく届け出をする必要がある。（調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。）

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

## 2 給食（2）食事内容等の状況

調査内容	評価事項
<p>○乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。</p> <p>○健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。</p> <p>○[市販の弁当（仕出し弁当も含む。）等の場合]乳幼児に適した内容であるか。</p> <p>○乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。</p> <p>○食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。</p> <p>※仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。</p>	<p>*乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していること。</p> <p>*健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患を含む。）等に配慮した食事内容になっているか。</li></ul> <p>*乳幼児に適した内容であること。</p> <p>*乳児に対する配慮が適切に行われていること。</p> <p>*一定期間の献立表を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・献立の内容が適切か。</li><li>・献立に従った調理が適切に行われているか。</li></ul>

### 3 健康管理・安全確保（1）乳幼児の健康状態の観察（2）乳幼児の発育チェック

調査内容	評価事項
<p>○登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等</p> <p>○降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。</p> <p>○保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。</p> <p>○身長及び体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。</p>	<p>*登園の際、十分な観察を行うこと。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等の観察を行うこと。 ・保護者から乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けているか。</p> <p>*降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行うこと。 ・降園の際、乳幼児一人一人の健康状態を観察しているか。</p> <p>*注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していること。</p> <p>*基本的な発達チェックを行うこと。 ・基本的な発達チェックを毎月行っているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7


### 3 健康管理・安全確保（3）乳幼児の健康診断

調査内容	評価事項
<p>○入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。</p> <p>○1年に2回の健康診断が実施されているか。 (おおむね6月毎に実施) ※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。</p> <p>○入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。</p>	<p>*入所(利用開始)時の健康診断を実施すること。 ※ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に健診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。</p> <p>*1年に2回の健康診断を実施すること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1年に1回の実施になっていないか。</li> <li>• 健康診断の未実施者がいないか。</li> <li>• 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がないか。</li> <li>• 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しているか。</li> </ul> </p> <p>*緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成すること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員への周知状況が徹底されているか。</li> </ul> </p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保（4）職員の健康診断（5）医薬品の整備

調査内容	評価事項
<p>○職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。</p> <p>○調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。</p> <p>○必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類等</p>	<p>*職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 ・実施されているが、未実施者はいないか。</p> <p>*調理、調乳に携わる職員は、月1回検便を実施すること。 ・月1回の検便が実施されている状況であるか。</p> <p> ・検便検査結果は、結果日で、その月の検便検査結果があるかを確認しています。（業者への提出が6月末で 検便検査結果日が7月初旬になっている場合は、7月の検便検査結果となります。） ・採用時は、事前に検便検査を実施しているかを確認しています。 ・退職月であっても、業務に従事している期間は、検便結果を確認しています。</p> <p>*最低限必要な医薬品、医療品（体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類等）を備えていること。 ・整備内容が不十分でないか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7



### 3 健康管理・安全確保（6）感染症

調査内容	評価事項
<p>○感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。</p> <p>○再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。</p> <p>○歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。</p>	<p>*かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示するなど適切に対応していること。</p> <p>・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねていないか。</p> <p>・ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備するなど適切に対応しているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条  
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の注意 ①

調査内容	評価事項
<p>○睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>○乳児を寝かせる場合は、仰向け寝に寝かせているか。 ※仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</p> <p>○保育室では禁煙を厳守しているか。</p>	<p>*保育室に職員が在室しているなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払うこと。</p> <p>*乳幼児突然死症候群に対する注意を払い、乳児を寝かせる場合は仰向けに寝かせること。</p> <p>*保育室で喫煙はしないこと。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の注意 ②

#### 【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止】

※参照「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」（通知）

- ◆睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向け寝を徹底すること。
  - 睡眠時の乳幼児の顔色をしっかりと確認できること。（照明、採光、布団等が顔にかぶっていないか。）
  - 必ず大人が見ていること。（こどもから目を離さない、こども全員が見える位置につく、死角を作らない）
  - 保育室内の禁煙を徹底する。
  - 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。
  - 日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日々の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）
  - 睡眠時のチェック間隔は、0歳児5分ごと 1～2歳児10分ごとが望ましい。

【睡眠チェック項目】 ①児童の寝付きや睡眠中の姿勢（毛布等が顔にかかっているかを含む）

②顔色（顔面、唇の色等）

③呼吸の状態（鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認）

④体温（体に触れて確認）

※人任せにしないよう、チェックする担当を明確にする。

### 3 健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の注意 ③

- ◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。  
うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



うつぶせ寝



仰向け寝



横向き寝

仰向け寝に直しましょう

### 3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ①

調査内容	評価事項
<p>○施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>○職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画の定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>○保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p>	<p><b>*安全計画が策定されていること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険防止に対する十分な配慮がなされているか。</li><li>• 危険物は置かれていないか。</li><li>• 書庫等は固定されているか。</li><li>• 落下物はないか。</li><li>• コンセント類が危険な状態になっていないか。</li></ul> <p><b>*職員に対し、安全計画について周知していること。</b></p> <p><b>*安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。</b></p> <p><b>*保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していること。</b></p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ②

調査内容	評価事項
<p>○事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を 図っているか。</p> <p>○プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p>	<p>*施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置をしていること。</p> <p>・監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置しているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

 検査では、監視者の記録を確認しています。

□プール・水遊びを行う場合は、監視者をたてている。

□監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者を分けて配置している。

□監視者が明確にわかる（役割と担当者名）記録を作成している。  
（プール日誌、保育日誌、日案等）

◆プールや水遊び時は、事故のリスクが高い場面です。

監視を行う者＝全体を見る  
監視に専念する。



プール・水遊びの指導を行う者

### 3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ③

調査内容	評価事項
○児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	◆誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行うこと。

#### 【重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項】

※参照「教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について」

- 職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容を含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
  - ・りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食)完了期までは加熱して提供すること。ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。
  - ・汁物などの水分を適切に与えること。
  - ・食事中眠くなっていないか注意すること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7





立入調査では、生活管理指導表等を確認しています。

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、**施設長が関与していること**がわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
  - 一年に1回以上、再提出
  - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
  - 保護者との連携
  - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
  - 配慮が不用（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
  - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品(卵、小麦粉等)を一切提供していなくても、食物アレルギーをもつ子どもについては、「生活管理指導表」等を基に対応している。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつ子どもへの対応について、園内で共有している。

### 3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ④

調査内容	評価事項
<p>○窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っているか。</p> <p>○不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p>○児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p>	<p>*窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。</p> <p>*保育従事者等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。</p> <p>*困障や施錠を十分に行なっているか。</p> <p>*点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7



立入調査では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、  
**定期的に点検していることがわかるもの** (例:点検チェック表)を確認しています。


- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置いていない。
- 保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っている。
- 定期的に点検していることがわかるものがある。
- 問題のある玩具や用具の改善を行い、職員に周知し、情報を共有している。

### 3 健康管理・安全確保 (8) 安全確保 ⑤

調査内容	調査事項
<p>○事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報の訓練)を定期的に実施しているか。</p> <p>○賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p> <p>○事故発生時には、速やかに当該事実を東京都に報告しているか。</p> <p>※ 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項別記第5号様式により報告を行うこと。</p>	<p>*救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること。</p> <p>*関係機関への緊急通報訓練を1年以内に1回実施すること。</p> <p>*賠償責任保険に加入するなど、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていること。</p> <p>*速やかに当該事実を東京都に報告すること。</p> <p>※保育時に発生した見失い、置き去り等は、重大な事故にあたるため、東京都に報告が必要な重大事故に加え、園外活動等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案も都に報告すること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条  
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ⑥

調査内容	調査事項
<p>○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>○死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p>○園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。</p> <p>※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。</p>	<p>*事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録をすること。</p> <p>*死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。</p> <p>*園外保育時に複数の保育従事者が対応すること。</p> <p> 帰園後は、見落とし防止等の観点から、施設長等が人数確認をしてください。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条  
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

## 【施設で策定した安全計画に基づく、各種マニュアルの定期的な見直しが必要です。】

※厚生労働省「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項について」

- 通常保育時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること。
- リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎)において、職員が気を付けるべき点、役割分担を明確にすること。
- 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した役割分担の整理と掲示すること。
- 保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。
- これらをマニュアルにより可視化して常勤保育士だけでなく、非常勤保育士、保育補助者も含め、保育所の全職員に共有すること。

## 4 備える帳簿

<確認する書類>
デイリープログラム
保育日誌
連絡帳（3歳未満児）
緊急連絡表
献立表（補食献立も含む）
児童の発育チェックの記録（身体計測の記録）
調理、調乳従事者の検便検査結果
児童健康診断記録
児童票（氏名、生年月日、健康状態）、在籍記録等

日頃から、備えられているか、点検してください。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 9